

平成29年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

法理学

問1 次の二つの見解について、その対立点を踏まえて、論じなさい。

A.「規範の妥当は当為であって、存在ではないから、規範の妥当はその実効性から区別されなければならない。つまり、規範が実際に適用され遵守されているという存在事実、規範に適合する人間の行為が実際に生じているという存在事実から区別されなければならない。」「何ゆえにこの法秩序の諸規範は従われるべきでありまた適用されるべきであるのかという問いに対する答えである妥当性の根拠は、前提される根本規範であり、この根本規範が、事実に制定されおおかた実効的である憲法に、したがってまたこの憲法に従って制定されおおかた実効的である規範に、人は従うべしと命じるのである。」

B.「体系の他のルール of 妥当性の評価基準を与えている認定のルールは、究極のルールである。…あるルールがそのルールの体系に属するか否かが認定のルールの与える一定の基準を満たしているかどうか依存しているような、ルールの体系内部で生じる疑問に答えるために、我々は妥当性という言葉を用いる。基準を与える認定のルールそのものの妥当性については、そのような疑問は生じない。認定のルールは有効でも無効でもありえないのであって、この仕方を用いることが適当であるとしてたんに受容されているのである。」「一定の妥当性の基準が法を認定するさいに用いられるべきであるというルールに加えて、憲法は従われるべきであるというルールが占める余地はないように思われる。」

問2 J.ロックの宗教的寛容に関する思想について論じなさい。